

(仮称) こども発達支援センター 説明会

日時：平成28年2月1日（月）
平成28年2月4日（木）
午前10時～正午

場所：福祉会館 2階会議室

逗子市障がい福祉課

センターの概要

センターの概要

所在地	逗子市桜山5丁目20番29号
対象エリア	逗子市
利用対象	0歳～18歳までの障がいのある子どもや発達に心配があり支援を必要としている子ども及びその家族

センターの内容

1階	エントランス、ロビー、待合室、事務室、会議室、検査室兼医務室、相談室、PT・OT訓練室、遊戯室、聴覚検査室、経過観察室 ほか
2階	相談室（2室）、検査室（2室）、指導訓練室（3室）ほか
3階	教育研究所

センターの外観①



センターの外観②



エントランス付近




指導訓練室



遊戲室



スケジュール

平成27年度			平成28年度												平成29年度			
1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	
療育相談 (未就学)			療育相談の拡大 (18歳まで)															
通園事業 (社協)			通園事業 (県央福祉会)									センターオープン予定	児童発達支援					
 通園事業 引継 (県央福祉会)													放課後 等 デイ サー ビス					

センターでの支援

相談部門

ア. 療育に関する相談（来所、電話、巡回相談）

イ. 発達検査、行動観察によるアセスメント（個別、グループ）

ウ. 機能訓練（必要に応じた専門職による指導）

エ. 関係機関との連携

（療育部門、教育、小・中学校、特別支援学校、幼稚園・保育園、障がい福祉課、子育て支援課、児童相談所、相談支援事業所、児童発達支援事業所、放課後児童クラブ、ふれあいスクール、子育て支援センター等）

療育部門

障がいや特性に配慮しながら、日常生活における基本動作の獲得・人とかかわる力や考える力の育成のために、個別支援計画を作成し、一人ひとりの子どもに応じた療育（児童発達支援、放課後等デイサービス）の支援

職員配置

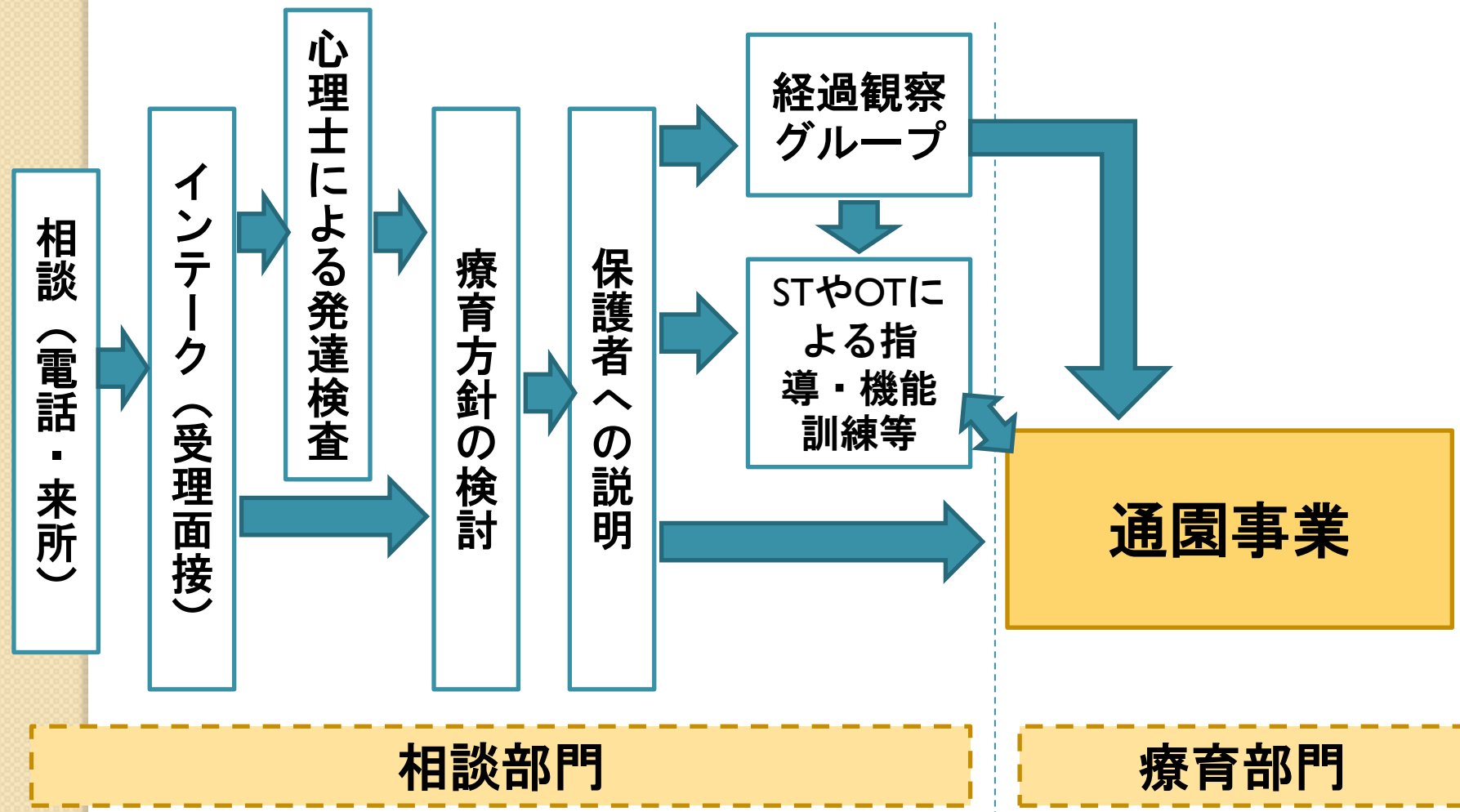
相談部門

- ソーシャルワーカー（相談員）
- 心理士
- 言語聴覚士
- 理学療法士
- 作業療法士
- 保健師
- 保育士
- 嘱託医（児童精神科医、整形外科医）
- 事務職員

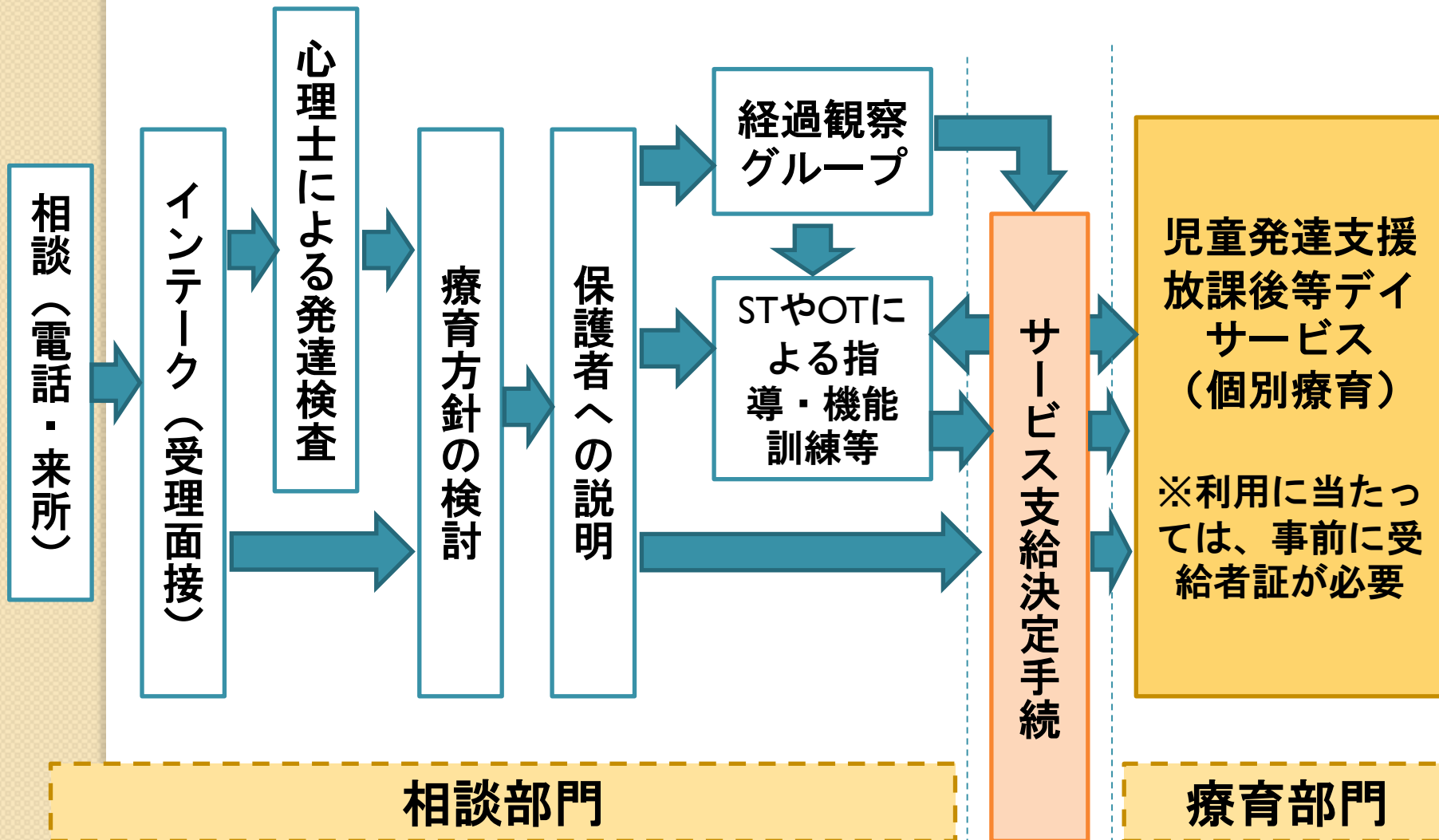
療育部門

- 管理者
- 児童発達支援管理責任者
- 児童指導員
- 保育士または指導員
- 看護師

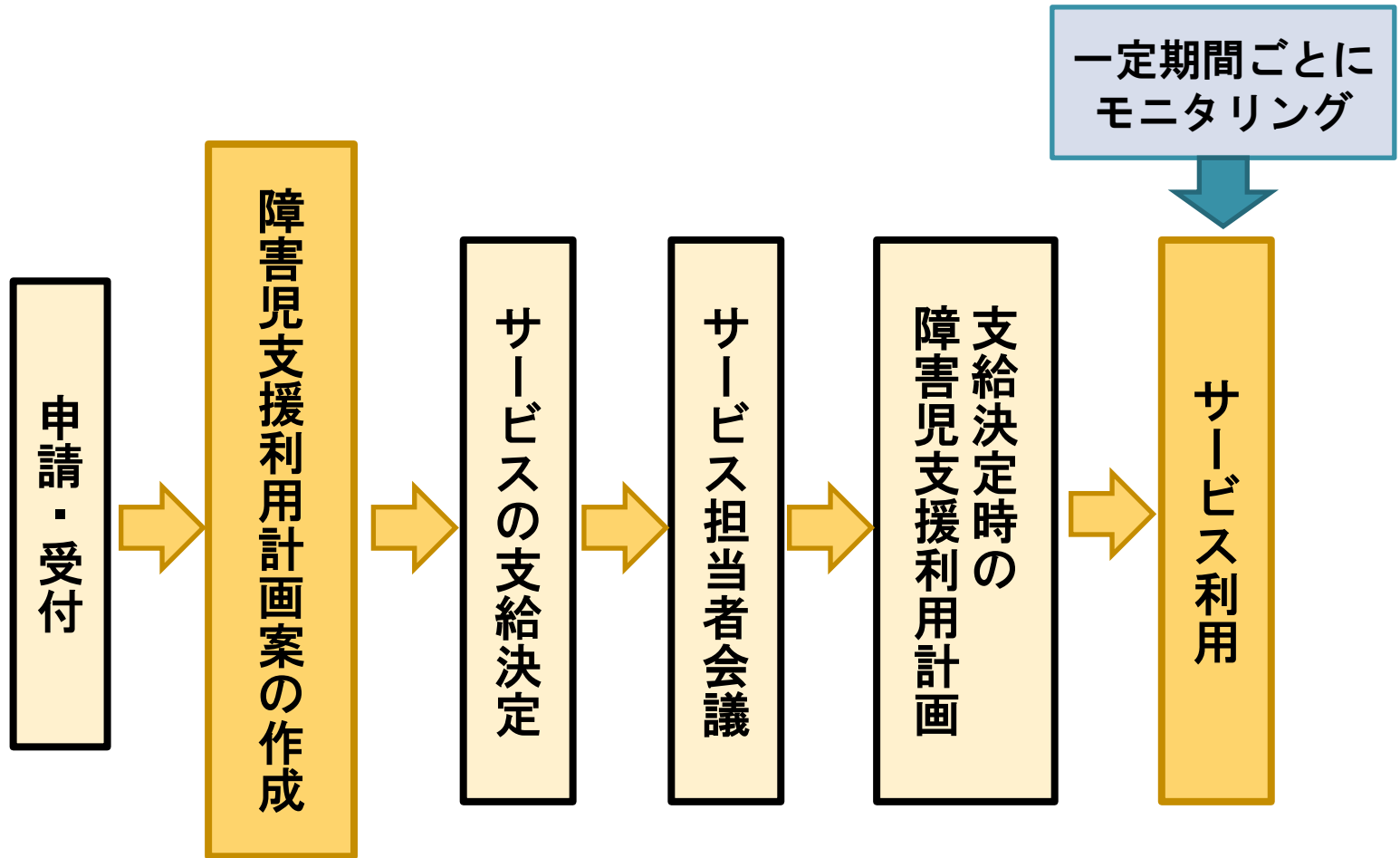
相談から利用までの主な流れ (平成28年4月からセンター開設まで)



相談から利用までの主な流れ (センター開設以降)

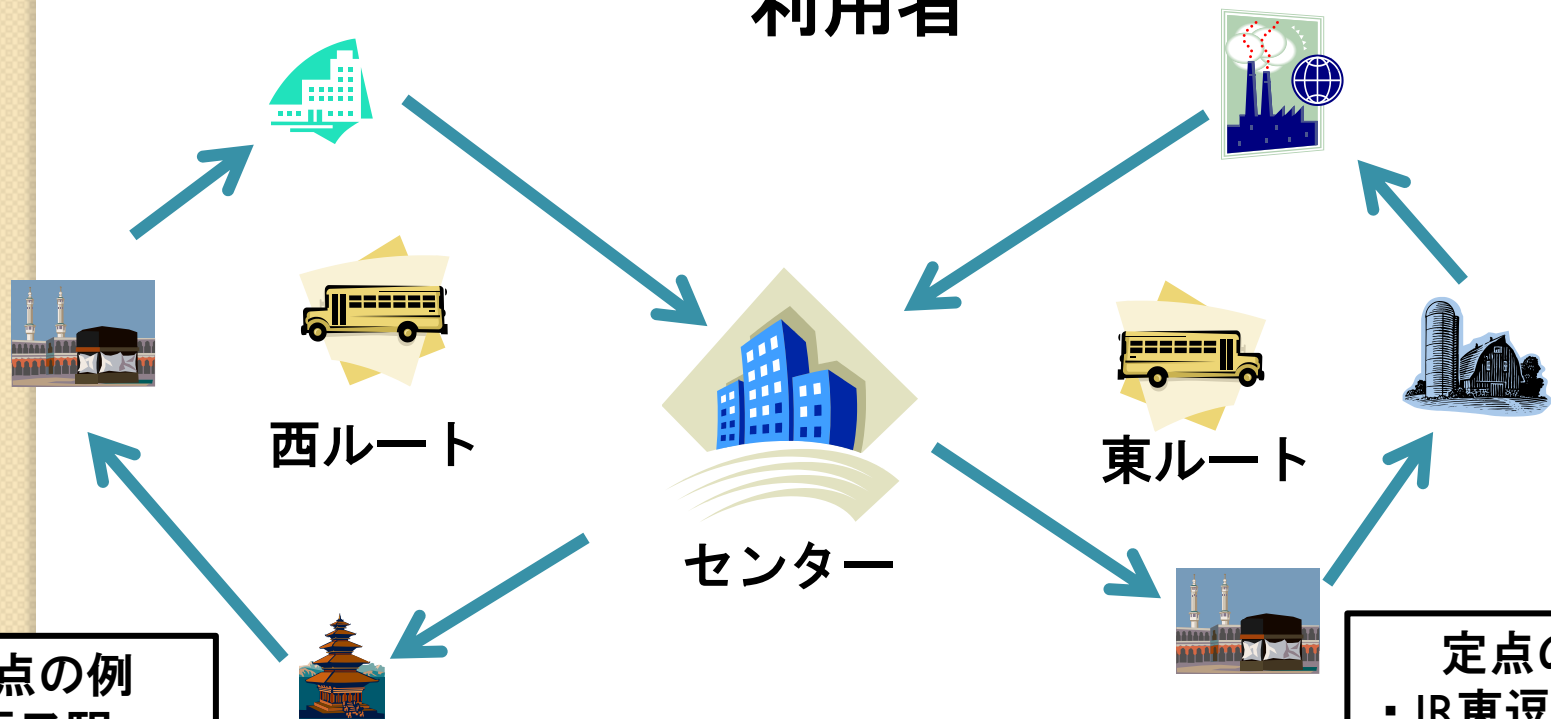


サービス支給決定手続



送迎（定点運行）

対象者：児童発達支援及び放課後等デイサービス
利用者



定点の例

- ・ JR 逗子駅
- ・ 新宿会館
- ・ 久木小学校
など

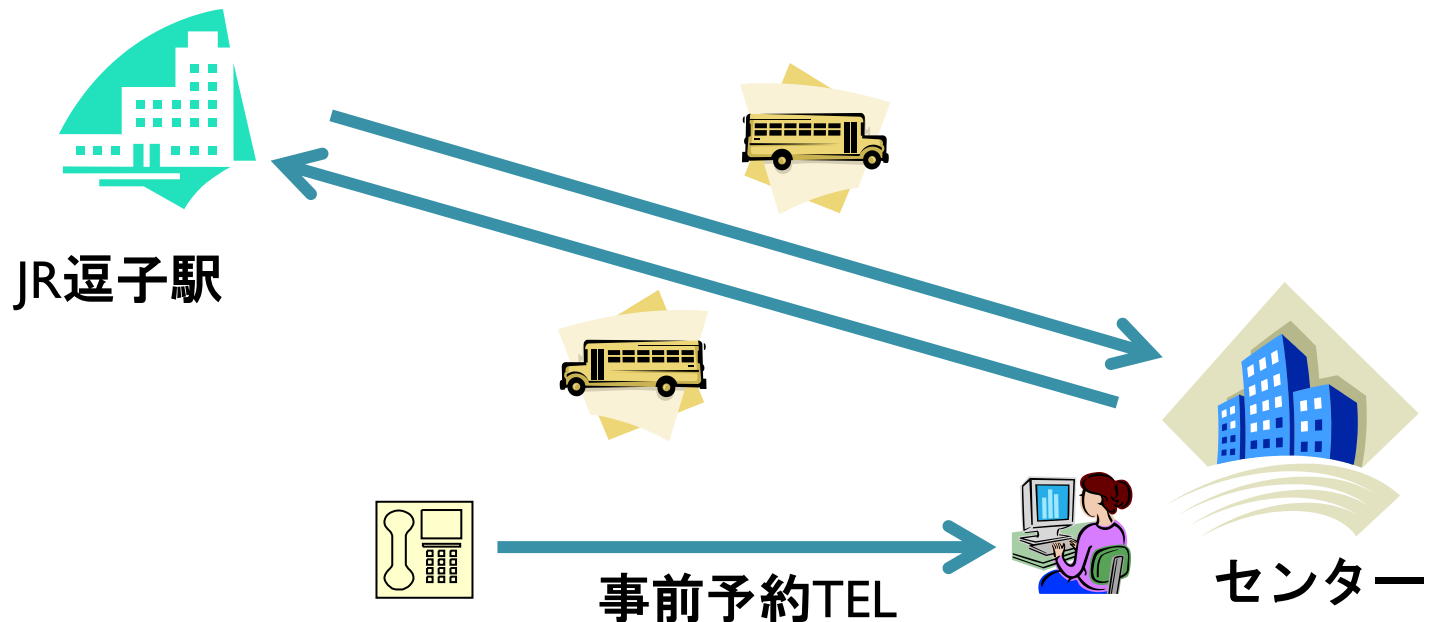
定点の例

- ・ JR 東逗子駅
- ・ 池子会館
- ・ 池子小学校
- ・ 消防本部
など

送迎（シャトル運行）

※事前予約制

対象者：相談部門の利用者



※定点運行以外の時間帯に運行

利用者負担

- ・ 児童福祉法に基づく利用者負担があります。

利用者負担額	
児童発達支援	800円程度／回
放課後等デイサービス	700円程度／回

利用者負担の軽減策

世帯の収入状況	負担上限月額
市民税非課税世帯	0円
市民税課税世帯 (市民税所得割28万円未満)	4,600円
市民税課税世帯 (市民税所得割28万円以上)	37,200円

※なお、高額障害福祉サービス等給付費の支給により、さらに負担が軽減される場合があります。